

【策定時からの変更点】

各事業所管課変更箇所一覧

(1) のびのび子育て！

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2～)	【新】見直し計画所管課 (R5～)
1-1-1	認可保育所・認定こども園の設置・運営	22ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
1-1-2	予約入園の拡大	22ページ	育成課 子育て支援課 保育課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
1-1-3	家庭的保育事業（保育ママ）	23ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課
1-1-4	小規模保育事業	23ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課
1-1-5	事業所内保育事業	24ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課
1-1-6	居宅訪問型保育事業	24ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課
1-1-7	時間外保育事業	24ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
1-1-8	病児・病後児保育事業	25ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
1-1-9	休日保育事業	25ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課
1-1-10	私立幼稚園の2歳児受入れの実施	25ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-1-11	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	26ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-1-12	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	26ページ	育成課 放課後支援課	子育て政策課 放課後支援課

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2~)	【新】見直し計画所管課 (R5~)
1-1-13	ベビーシッター利用支援事業	26ページ (見直しP.14)	子育て支援課	子育て応援課
1-2-1	一時預かり事業	28ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
1-2-2	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	29ページ	育成課	子育て応援課
1-2-5	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	30ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子育て政策課 子育て施設支援課
1-2-6	緊急一時保育事業	31ページ	子育て支援課 保育課	子育て施設支援課 保育課
1-3-1	保育士等の確保に向けた総合的な取組	32ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-3-2	民有地マッチング事業	32ページ	子育て施設整備担当課	子育て施設支援課
1-3-3	認証保育所認可化移行支援事業	32ページ	育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課	子育て政策課 子育て施設支援課
1-3-5	学童保育クラブの開所時間の延長	33ページ	育成課 放課後支援課	子育て政策課 放課後支援課
1-3-6	学校施設を活用した放課後子ども支援事業	33ページ	放課後支援課	放課後支援課 地域教育課
1-3-7	子育て支援情報の適切な提供	33ページ	情報政策課 保健センター 育成課 子育て支援課 子ども家庭支援課	令和4年度で事業廃止
1-3-8	子育て支援に関するアンケートの実施	33ページ	育成課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援課	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
1-3-9	利用者支援事業	34ページ	育成課 保育課	子育て政策課 保育課
1-3-10	多様な主体の参入促進事業	34ページ	育成課 子育て施設整備担当課	子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2~)	【新】見直し計画所管課 (R5~)
1-3-11	子育て支援員の育成・活用	35ページ	育成課 子育て支援課 保育課	子育て施設支援課 保育課
1-3-12	指導検査体制の強化	35ページ	育成課	子育て施設支援課
1-4-1	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実 (保育料の減免等)	36ページ	子育て支援課 保育課	子育て施設支援課 保育課
1-4-2	私立幼稚園等園児保護者に対する補助金	36ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-4-3	認証保育所の保育料保護者負担軽減	36ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-4-4	児童手当等事業	36ページ	子育て支援課	子育て応援課
1-4-5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	37ページ	子育て支援課	子育て施設支援課
1-4-6	食材料費の保護者負担軽減	37ページ	障害福祉課 障害者施設課 子育て支援課	障害福祉課 障害者施設課 子育て施設支援課
1-4-7	多胎児家庭支援事業	見直しP.14	—	保健センター 子育て応援課

## (2) すこやか子育て！

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2~)	【新】見直し計画所管課 (R5~)
2-1-18	子ども医療費助成事業	45ページ 見直しP.15	子育て支援課	子育て応援課
2-1-19	入院助産	45ページ	子育て支援課	子育て応援課
2-2-7	ゆりかご葛飾	48ページ	地域保健課 保健センター 育成課 子ども家庭支援課	保健センター 子育て政策課 子ども家庭支援課 子育て応援課
2-2-8	若者支援体制の整備	49ページ	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課

#### (4) あんしん子育て！

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2～)	【新】見直し計画所管課 (R5～)
4-1-1	赤ちゃんの駅事業	56ページ	育成課	子育て政策課
4-1-2	子ども未来プラザの整備	56ページ	育成課 子育て施設整備担当課 保育課	子育て政策課 保育課
4-1-3	遊びや生活を通した子どもの健全育成	56ページ	育成課	子育て政策課
4-1-7	かつしか子ども応援事業	57ページ	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
4-2-7	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり	59ページ	危機管理課 地域保健課 育成課 子育て施設整備担当課 子育て支援課 保育課	危機管理課 地域保健課 子育て政策課 子ども・子育て計画担当課 子育て施設支援課 保育課

#### (5) みんなで子育て！

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2～)	【新】見直し計画所管課 (R5～)
5-1-1	総合的な学力向上事業 (R2まで「葛飾学力伸び伸びプランの推進」)	63ページ 見直しP.17	指導室	指導室
5-1-6	教育情報化の推進	64ページ	指導室	指導室 学校教育推進担当課
5-1-7	不登校対策プロジェクト (R3まで「いじめ・不登校への対応」)	65ページ 見直しP.17	指導室 学校教育支援担当課	学校施設担当課 学務課 学校教育支援担当課
5-1-8	いじめ防止対策プロジェクト (R3まで「いじめ・不登校への対応」)	65ページ 見直しP.18	指導室 学校教育支援担当課	学校教育支援担当課
5-1-9	連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）	65ページ	育成課 子育て支援課 保育課 指導室	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 指導室
5-1-12	特別支援教育の充実	66ページ 見直しP.18	指導室 学校教育支援担当課	学校教育支援担当課
5-2-1	乳幼児とのふれあい体験事業	68ページ	育成課 子育て支援課 保育課 指導室	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 指導室

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2~)	【新】見直し計画所管課 (R5~)
5-2-16	地域の子育てボランティアの活用	73ページ	育成課	子育て政策課
5-2-22	子ども・若者活動団体支援	74ページ	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課

## (6) つながる子育て！

番号	事業名	ページ数	【旧】二期計画所管課 (R2~)	【新】見直し計画所管課 (R5~)
6-1-9	児童相談所の設置	79ページ	児童相談所設置準備担当課	児童相談所開設準備室
6-2-1	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ	80ページ	育成課 子育て支援課 保育課 放課後支援課	子育て政策課 子育て施設支援課 放課後支援課 保育課
6-2-6	居宅訪問型児童発達支援事業	見直しP.20	—	障害者施設課
6-2-8	児童発達支援センターの整備支援	81ページ	障害者施設課	障害福祉課
6-3-1	ひとり親家庭の総合支援の実施	83ページ	子育て支援課	子育て応援課
6-3-2	ひとり親家庭等医療費助成	83ページ	子育て支援課	子育て応援課
6-3-4	養育費の受け取り支援事業	見直しP.20	—	子育て応援課

## P.41 2.子ども・子育て会議（1）設置条例の変更点

葛飾区子ども・子育て会議条例	
旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条</u>第1項の規定に基づき、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第77条</u>第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。</p> <p>第3条～付則 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条</u>第1項の規定に基づき、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第72条</u>第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。</p> <p>第3条～付則 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>